

カンボジア王国における持続可能な水供給に関する  
日本国厚生労働省とカンボジア王国工業科学技術革新省の間の協力覚書  
【概要】

令和3年1月  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

■文書名

**Memorandum of Cooperation between the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan and the Ministry of Industry, Science, Technology and Innovation of the Kingdom of Cambodia regarding Cooperation on Sustainable Water Supply in the Kingdom of Cambodia**

■署名者

田村憲久 日本国 厚生労働大臣

チャン・プラシッド カンボジア王国 上級大臣兼工業科学技術革新大臣

■趣旨

双方は、カンボジアの国家戦略開発計画に基づいた、安全かつ低廉な水供給の自立的な発展を監督することを目的に協力活動を実施する。

■協力の原則

- (1) カンボジアにおける適切かつ平等な水供給の普及を促進・加速するため、日本において普遍的で持続可能な水道の普及に貢献した経験及び技術を提供する。
- (2) カンボジア政府の目標とカンボジアにおける持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、日本の官民の水道分野に関する知見や技術を、本覚書に基づく双方の協力活動に活用する。
- (3) 協力活動を実施する範囲については、カンボジアの全州のうち、カンボジア政府の基準に沿った都市部を優先する。
- (4) (3)に加えて、カンボジア全土の都市水道が整備された地域及び都市水道の整備の可能性がある地域を、本覚書に基づく協力活動を実施する範囲とする。

■実施

本覚書に基づく全ての活動は、両国の法令、規則及び基準に従い、カンボジアにおける水供給サービスの強化における国際協力に関し、実績を持つ北九州市の協力により実施する。